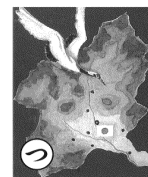




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第16号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 2
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 5
- 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 5
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 5
- 群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 6
- 群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 6
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 6
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則 6
- 群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 7
- 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 7

人事委員会細則

- 不利益処分についての審査請求に関する細則の一部を改正する細則 10

人事委員会訓令

- 群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 10

人事委員会規則

群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十一号

群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

群馬県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和二十九年群馬県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務・審査係」を「総務審査・DX推進係」に改める。

第三条中第二十六号を第二十七号とし、第六号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関すること。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第六項中「群馬県職員定数条例(昭和二十四年群馬県条例第三十号)第二

条に規定する職員の定数、群馬県議会議事事務局の組織及び定数に関する条例(昭和五十

二年群馬県条例第七号)第二条に規定する職員の定数、群馬県人事委員会事務局職員

定数条例(昭和二十六年群馬県条例第二十八号)第二条に規定する職員の定数、職員

を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例(昭

和二十八年群馬県条例第三十五号)第五条に規定する職員の定数、群馬県教育委員会

事務局等職員定数条例(昭和二十四年群馬県条例第十二号)第二条に規定する職員の

定数又は群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年群馬県条例第二

十五号)第四条に規定する職員の定数、ここに四を乗じて得た数のそれぞれ百分の十

五」を「各任命権者の職員の定数又は定員を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定

める号給数」に改める。

別表第一医療職給料表(三)の項2中「健康福祉部保健予防課」を「生活こども部児童

福祉・青少年課」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一医療職給料表(三)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の四中「三十八キロメートル」を「三十六キロメートル」に改める。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中「危機管理監」を「デジタルト

ランスフォーメーション推進監」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機

関等(学校を除く。)の項中「館長(図書館の館長に限る。)」を「館長(図書館

の館長に限る。)」に、「室長」を「室長(副館長)」に改める。

副館長」に改める。

副所長」に改める。

様式第一号中

所屬長印	年	月	日

を

	年	月	日

に改める。

様式第二号中「印」を「」に改める。

様式第四号(その1)中

所属の受付印

を

所属の受付印

に、

年 月 日提出

年 月 日提出

氏名	印
----	---

を

氏名

に、

(届出者印)	(届出者印)	(届出者印)
所属の受付印	所属の受付印	所属の受付印

を

所属の受付日 年 月 日	所属の受付日 年 月 日	所属の受付日 年 月 日
-----------------	-----------------	-----------------

に、

「氏名」印」を「氏名」に、

取扱者認印	認定権者	認定権者	認定権者
	印	印	印

を

取扱	認定権者	認定権者	認定権者

に改める。

味

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

七〇円	五三〇円
六六〇円	
三四〇円	一一〇円
九三〇円	六九〇円
一、五二〇円	一、二五〇円
三〇〇円	
八九〇円	五四〇円
一、四九〇円	一、一〇〇円
二、〇八〇円	一、六七〇円
二七〇円	
八六〇円	三九〇円
一、四五〇円	九六〇円
一、〇四〇円	一、五二〇円
一、六三〇円	一、〇八〇円
八三〇円	二五〇円
一、四二〇円	八一〇円
一、〇一〇円	一、三七〇円

八、三九〇円	六、八九〇円	七、二〇〇円	六、六一〇円	六、〇二〇円	四、三七〇円	三、七八〇円	五、五九〇円	四、九九〇円	三、六八〇円	三、〇九〇円	二、五〇〇円	四、三一〇円	三、七二〇円	三、一二〇円	二、五三〇円	一、九四〇円	三、七五〇円	三、一六〇円	二、五七〇円	一、九八〇円	一、三八〇円	三、一九〇円	二、六〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

七、〇七〇円	五、六一〇円	五、九五〇円	五、三八〇円	四、八二〇円	三、二〇〇円	二、六三〇円	四、四七〇円	三、九一〇円	二、六二〇円	二、〇六〇円	一、五〇〇円	三、三三〇円	二、七七〇円	二、二一〇円	一、六四〇円	一、〇八〇円	二、九二〇円	二、三五〇円	一、七九〇円	一、二三〇円	六六〇円	二、五〇〇円	一、九四〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------

に、「二四六円」を「二四一

二二、一五〇円	二二、一八〇円	二一、五九〇円	二一、〇〇〇円	二〇、四一〇円	一九、三八〇円	一八、七八〇円	一八、一九〇円	一七、六〇〇円	一六、五三〇円	一五、九四〇円	一六、二五〇円	一五、六五〇円	一四、四九〇円	一三、九〇〇円	一三、三一〇円	一三、六二〇円	一二、三八〇円	一一、七九〇円	一一、一九〇円	一〇、六〇〇円	一〇、一六〇円	九、五七〇円	八、九八〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

二一、一六〇円	二〇、二二〇円	一九、六六〇円	一九、〇九〇円	一八、五三〇円	一七、五三〇円	一六、九六〇円	一六、四〇〇円	一五、八四〇円	一四、七九〇円	一四、二三〇円	一四、五七〇円	一四、〇〇〇円	一二、八七〇円	一二、三一〇円	一一、七四〇円	一二、〇八〇円	一〇、八七〇円	一〇、三〇〇円	九、七四〇円	九、一八〇円	八、七六〇円	八、二〇〇円	七、六四〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------

二二、七四〇円
二四、三四〇円
二四、九三〇円

二一、七三〇円
二二、二九〇円
二二、八五〇円

「円」に、「十二・四」を「十二・七」に改める。
 附則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 別表一知事事務部局の部県庁の項中「危機管理監」を「推進監 危機管理監」に、「歯科医長」を「歯科部長 歯科医長」に改め、同部地域機関等(組織規則第二十条に規定する地域機関及び専門機関をいう。)の項中「歯科医長」を「歯科部長 歯科医長」に改め、同表企業局の部地域機関の項中「次長 団地総合事務所前橋支所長」を「次長」に、「吾妻発電事務所湯川支所長(総括) 吾妻発電事務所湯川支所長」を「吾妻発電事務所湯川支所長(総括) 吾妻発電事務所湯川支所長 団地総合事務所前橋支所長(総括) 団地総合事務所前橋支所長」に改め、同表病院局の部専門機関の項中「副院長」を「副院長 院長補佐」に改め、同表教育委員会の部教育機関(県立学校及び市町村立学校を除く。)の項中「館長(文書館長及び生涯学習センター館長を除く。)」を「館長」に、「文書館長 特別支援教育センター所長 生涯学習センター館長 青少年自然の家所長」を「室長 副所長」に改める。
 附則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十五号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則
 職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「四」を削る。
 別記様式第三号の二中「、~~五~~及び~~六~~」を「及び~~五~~」に改める。
 別記様式第七号裏面中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第八号から別記様式第九号の二までの規定中「~~五~~」を削る。
 別記様式第十一号裏面中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第十二号中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第十二号の二及び別記様式第十三号中「~~四~~」を削る。
 別記様式第十五号表面中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第十六号表面中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第十七号中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第十八号表面中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第十九号裏面中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第二十号、別記様式第二十号の二、別記様式第二十号の三表面及び別記様式第二十号の四中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。
 別記様式第二十一号注以外の部分、別記様式第二十二号、別記様式第二十二号の二注以外の部分及び別記様式第二十二号の三表面中「~~四~~」を削る。
 附則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
 別表議事事務部局の項中「総務係長」を「総務・DX推進係長」に改め、同表知事事務部局の項中「部長()の下に「デジタルトランスフォーメーション推進監及び」を加え、「戦略企画課、環境政策課及び産業政策課の総務予算係長 監理課総務企画係長」を「戦略企画課総務・DX推進係長」に、

秘書課 秘書第一係長 秘書第二係長

を

秘書課	秘書第一係長 秘書第二係長
業務プロセス改革課	システム管理係長

「管理係長 福利厚生係長」を「福利厚生係長」に、「総務企画係長 資金・決算係長」を「総務・決算係長」に改め、同表教育委員会の項中「副館長 副所長」を「副所長」に改め、同表監査委員事務局の項中「企画監査係長」を「総務・DX推進係長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「総務・審査係長」を「総務審査・DX推進係長」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十七号

群馬県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年群馬県人事委員会規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

氏名 印

氏名 印

に、「屈田年月日・屈田者印」を「屈田年月日」に、「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第二号中

氏名 印

氏名 印

に、「屈田年月日・屈田者印」を「屈田年月日」に、「氏名」を「氏名」に改める。

氏名 印

氏名 印

氏名 印

氏名 印

める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十八号

群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

群馬県人事委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「確認したうえ、当事者に記名押印」を「確認」に改め、同項後段を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十九号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東毛産業技術センター」の下に「及び繊維工業試験場」を加え、「繊維工業試験場」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第二十号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(平成二十四年群馬県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

第四十二条第三項中「又は記名押印」を削る。

第五十八条第四項及び第六項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十一号

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 デジタルトランスフォーメーション推進監

第十四条第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十二条中「第六条第十号」を「第六条第十一号」に改める。

別表教育委員会の項中「文書館長」の下に「、図書館長」を、「ぐんま昆虫の森園長」の下に「、生涯学習センター館長」を加える。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「吾」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表及び別記様式第一号から別記様式第三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十二号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第

五号)の一部を次のように改正する。
別表第五中

二、〇七〇円	二、〇〇〇円
二、六六〇円	二、五三〇円
四、一〇〇円	四、一〇〇円
四、一〇〇円	四、一〇〇円
四、四四〇円	四、二二〇円
五、〇三〇円	四、七九〇円
五、六二〇円	五、三五〇円
六、五〇〇円	六、五〇〇円
六、八〇〇円	六、五〇〇円
七、三九〇円	七、〇四〇円
七、九九〇円	七、六〇〇円
八、五八〇円	八、一七〇円
九、一七〇円	八、九〇〇円
九、七六〇円	九、二九〇円
一〇、三五〇円	九、八六〇円
一〇、九四〇円	一〇、四二〇円
一一、五三〇円	一〇、九八〇円
一二、一三〇円	一一、五五〇円
一二、七二〇円	一二、一一〇円
一三、三一〇円	一二、六七〇円
一三、九〇〇円	一三、二四〇円
一四、四九〇円	一三、八〇〇円
一五、〇八〇円	一四、三六〇円

一五、六八〇円	一六、二七〇円	一六、八六〇円	一七、四五〇円	一八、〇四〇円	一八、六三〇円	一九、二二〇円	一九、八二〇円	二〇、四一〇円	二一、〇〇〇円	二一、五九〇円	二二、一八〇円	二二、四九〇円	二四、〇九〇円	二四、六八〇円	二五、二七〇円	二六、九二〇円	二七、五一〇円	二八、一〇〇円	二八、六九〇円	三〇、一九〇円	三〇、七八〇円	三一、三七〇円	三一、九六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

一四、九三〇円	一五、四九〇円	一六、〇五〇円	一六、六二〇円	一七、一八〇円	一七、七四〇円	一八、三一〇円	一八、八七〇円	一九、四三〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、五六〇円	二一、一二〇円	二二、四一〇円	二二、九七〇円	二三、五三〇円	二四、一〇〇円	二五、七二〇円	二六、二八〇円	二六、八五〇円	二七、四一〇円	二八、八七〇円	二九、四四〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、五六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「二四六円」を「二四一円」

三三、三〇〇円	三三、八九〇円	三四、四九〇円	三五、〇八〇円	三六、三二〇円	三六、九一〇円	三七、五〇〇円	三八、〇九〇円	三九、二五〇円	三九、八五〇円	四〇、四四〇円	四一、〇三〇円	四二、一〇〇円	四二、六九〇円	四三、二八〇円	四三、八八〇円	四四、九一〇円	四五、五〇〇円	四六、〇九〇円	四六、六八〇円	四七、六五〇円	四八、二四〇円	四八、八四〇円	四九、四三〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

三一、八八〇円	三一、四四〇円	三三、〇〇〇円	三三、五七〇円	三四、七八〇円	三五、三四〇円	三五、九一〇円	三六、四七〇円	三七、六〇〇円	三八、一七〇円	三八、七三〇円	三九、二九〇円	四〇、三四〇円	四〇、九〇〇円	四一、四六〇円	四二、〇三〇円	四三、〇三〇円	四三、五九〇円	四四、一六〇円	四四、七二〇円	四五、六六〇円	四六、二三〇円	四六、七九〇円	四七、三五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「十二・四」を「十二・七」に改める。
別表第六中

七二〇円	六九〇円	六六〇円	六三〇円	六一〇円	五八〇円	五五〇円	五二〇円	四九〇円	四六〇円	四四〇円	四一〇円	三八〇円	三五〇円	三二〇円	三一〇円	二七〇円	二四〇円	二二〇円	二〇〇円	二〇〇円	一三〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

六八〇円	六六〇円	六三〇円	六〇〇円	五八〇円	五五〇円	五二〇円	五〇〇円	四七〇円	四四〇円	四二〇円	三九〇円	三六〇円	三四〇円	三一〇円	三一〇円	二五〇円	二三〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一二〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

一、五二〇円	一、四九〇円	一、四七〇円	一、四四〇円	一、三七〇円	一、三四〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二〇〇円	一、一八〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇六〇円	一、〇三〇円	一、〇〇〇円	九七〇円	九四〇円	九二〇円	八九〇円	八六〇円	八三〇円	八〇〇円	七七〇円	七五〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

を

一、四六〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二五〇円	一、二二〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇九〇円	一、〇七〇円	一、〇一〇円	九八〇円	九五〇円	九三〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八二〇円	七九〇円	七六〇円	七四〇円	七一〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

に改める。

一、五九〇円
一、六一〇円
一、六四〇円
一、六七〇円
一、七三〇円
一、七六〇円
一、七九〇円
一、八一〇円
一、八七〇円
一、九〇〇円
一、九三〇円
一、九五〇円
二、〇〇〇円
二、〇三〇円
二、〇六〇円
二、〇九〇円
二、一四〇円
二、一七〇円
二、一九〇円
二、二二〇円
二、二七〇円
二、三〇〇円
二、三三〇円
二、三五〇円

一、五二〇円
一、五四〇円
一、五七〇円
一、六〇〇円
一、六六〇円
一、六八〇円
一、七一〇円
一、七四〇円
一、七九〇円
一、八二〇円
一、八四〇円
一、八七〇円
一、九二〇円
一、九五〇円
一、九七〇円
二、〇〇〇円
二、〇五〇円
二、〇八〇円
二、一〇〇円
二、一三〇円
二、一七〇円
二、二〇〇円
二、二三〇円
二、二五〇円

附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

■ 人事委員会細則

不利益処分についての審査請求に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会細則第三号

不利益処分についての審査請求に関する細則の一部を改正する細則

不利益処分についての審査請求に関する細則(平成二十四年群馬県人事委員会細則第一号)の一部を次のように改正する。
様式例一から様式例二十二まで及び様式例二十四から様式例二十七までの規定中「丑」を削る。

附則

この細則は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会訓令

群馬県人事委員会訓令第二号

群馬県人事委員会事務局

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

群馬県人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年群馬県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 文書(第四条―第九条)

目次中 第四章 公印(第十条) を「第三章 公印(第

第五章 文書編さん保存(第十一条―第十三条)

」を「第四章 服務(第

四) 五条)」に改める。

第一条中「文書、公印、文書編さん保存」を「公印」に改める。
第二条第一項及び第二項中「別表第一」を「別表」に改める。
第三章を削る。
第四章中第十条を第四条とし、同章を第三章とする。

第五章を削る。

第十四条中「昭和三十九年訓令第八号」を「昭和三十九年群馬県訓令甲第八号」に改め、第六章中同条を第五条とし、同章を第四章とする。

別表第二を削る。

別表第一事務局長専決事項の欄7中「第七条第七項」を「第七条第六項の規定による申請のうち同条第五項第一号に掲げる業務に係る申請(許可した業務に係る追加の申請に限る。)、同条第七項」に改め、同表を別表とする。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
